

医療費助成における精神障がい者の適用及び  
市町への医療費補助金の補助率に関する意見書

現在、栃木県の重度心身障害者医療費助成制度の対象者は、①身体障害者手帳1級、2級の方、②養育手帳A1、A2の方、またはIQ35以下と判定された方、③身体障害者手帳の3級、4級でIQ50以下と判定された方となっている。

日本国憲法第14条では、「法の下での平等」を定めており、我が国では「障害者権利条約」も批准している。

また、国においては「障害者差別解消法」が、県においては「障害者差別解消条例」が制定され、さらに本市においては、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に寄与するため、「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例」の施行を目指している。

このような状況にありながら、身体・知的障がい者に適用されている栃木県の重度心身障害者医療費助成制度は精神障がい者を対象から除外している。

よって、精神障がい者を、身体、知的障がい者と同等に、栃木県の重度心身障害者医療費助成制度の適用対象とするよう、必要な措置を講ずることを求める。

また、県に先駆けて「現物給付方式」を単独導入した市町への医療費補助金の補助率を、従来の1/2に維持することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月26日

栃木県栃木市議会

栃木県知事

福田 富 一 様